

7 NPO法人、公益社団法人・公益財団法人、一般社団法人・一般財団法人、宗教法人のお客さまの場合

目的・活動内容					
海外での活動有無	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり → (国名:)			
資金の性質 (複数回答可)	<input type="checkbox"/> 01. 事業所得	<input type="checkbox"/> 02. 助成金・協賛金	<input type="checkbox"/> 03. 寄付金	<input type="checkbox"/> 04. 資産運用益	<input type="checkbox"/> 05. 資産売却資金
	<input type="checkbox"/> 06. 貯蓄	<input type="checkbox"/> 99. その他			

8 実質的支配者 右記の「実質的支配者の確認フロー」を参考にご記入ください。 ※法人以外のお客さまはご記入不要です。

実質的支配者①	お名前/ご名称	フリガナ	生年月日(西暦)			
			年	月	日	
	ご住所	〒 -				
	関係性 参考①	該当する関係性記号に いずれか1つ○をしてください	→ A B C D E F G H	具体的関係性 (例)代表取締役、議決権〇%保有		
外国の重要な 公人との関係性 参考②	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり →	具体的な役職	国名	続柄	

実質的支配者②	お名前/ご名称	フリガナ	生年月日(西暦)			
			年	月	日	
	ご住所	〒 -				
	関係性 参考①	該当する関係性記号に いずれか1つ○をしてください	→ A B C D E F G H	具体的関係性		
外国の重要な 公人との関係性 参考②	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり →	具体的な役職	国名	続柄	

実質的支配者③	お名前/ご名称	フリガナ	生年月日(西暦)			
			年	月	日	
	ご住所	〒 -				
	関係性 参考①	該当する関係性記号に いずれか1つ○をしてください	→ A B C D E F G H	具体的関係性		
外国の重要な 公人との関係性 参考②	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり →	具体的な役職	国名	続柄	

9 記載内容の確約

私は、本書に記載した内容について、 事実と相違ないことを確約します。	ご署名	名義人さま とのご関係 (例)代表取締役、経理担当者
---------------------------------------	-----	----------------------------------

参考② 外国の重要な公人(Politically Exposed Persons : PEPs) とは

1. 「外国の重要な公人」(外国PEPs)とは、以下に該当する方のことをいいます。

※現職だけでなく、過去に下記に該当する地位にあった方を含む。

- | | |
|--|---|
| ①. 外国の元首 | ⑥. 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長に相当する職 |
| ②. 我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職 | ⑦. 中央銀行の役員 |
| ③. 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職 | ⑧. 予算について国会の決議を経、または承認を受けなければならない法人(国営企業等)の役員 |
| ④. 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職 | |
| ⑤. 我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職 | |

2. 上記に該当する方の親族も対象になります。

〈対象となる範囲〉

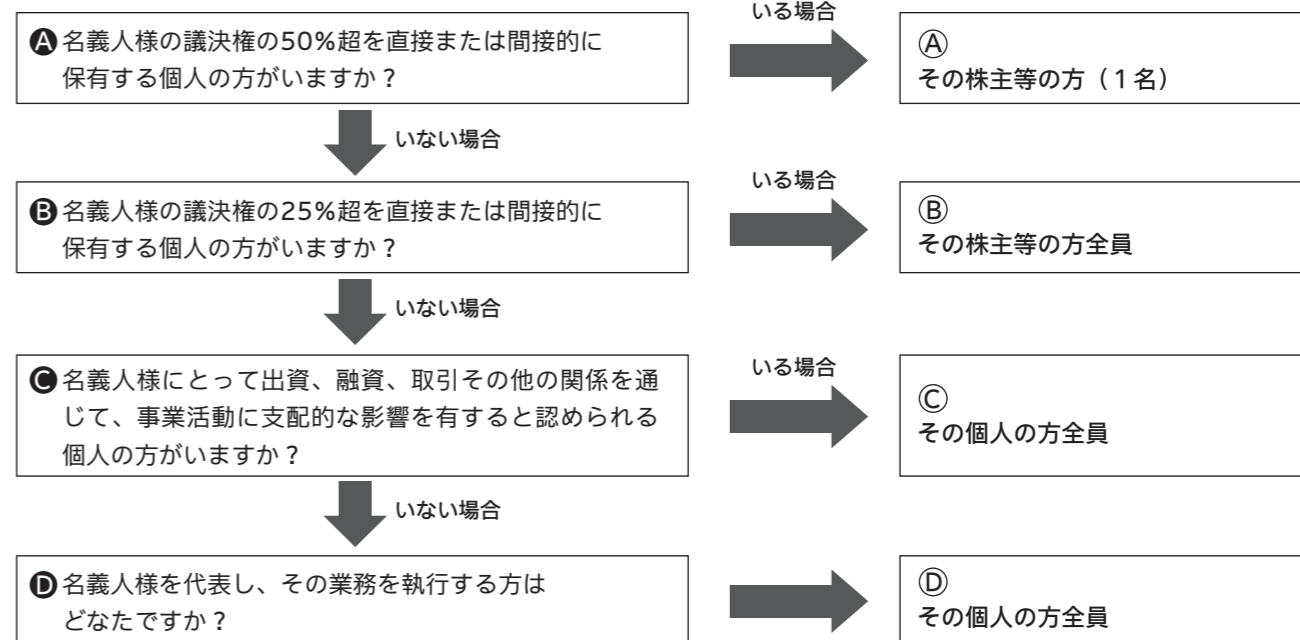


参考①

実質的支配者の確認フロー

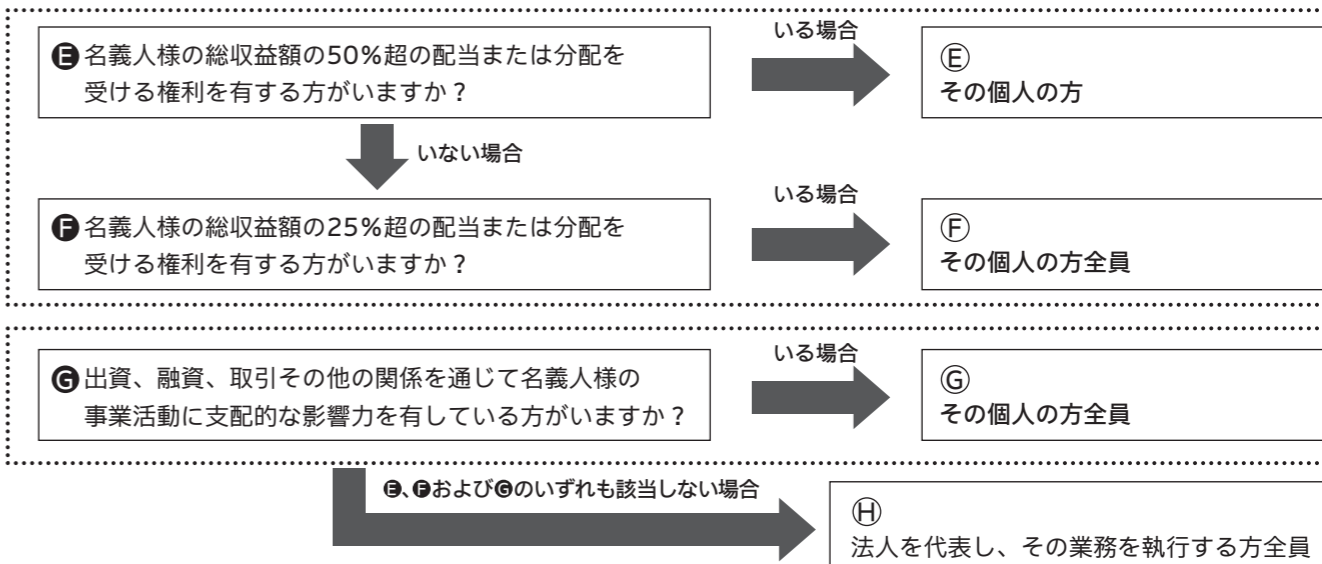
実質的支配者はすべての法人に存在します。法人の種類等につきまして、下記※をご参照ください。
(例:「大株主」、「親会社」、「取引先」、「大口債権者」、「創業者」、「代表者」等)

資本多数決法人の場合



- 注1. 「間接的に」とは、持ち株会社等を通じ議決権を保有している場合を指します。
 注2. 名義人様に親会社がある場合、その法人の議決権を保有する方の議決権割合を確認し、親会社の議決権の50%超を保有する実質的支配者を特定します(当該実質的支配者が名義人様の実質的支配者となります)。なお、議決権が50%以下である場合は、名義人様の実質的支配者には該当せず、親会社についてCまたはDに該当する方が名義人様の実質的支配者になります。
 注3. 親会社が国、地方公共団体、上場企業である場合は、親会社が実質的支配者になります。
 注4. ④~⑥に該当する方が病気等で実質的に意志または能力を欠く場合、実質的支配者とはなりません。
 注5. 実質的支配者が外国PEPsに該当するかご確認ください。

資本多数決法人でない場合



- 注1. EまたはFに加え、Gに該当する方が存在する場合は、EまたはFおよびGに該当する全ての方が実質的支配者となります。
 注2. 実質的支配者が外国PEPsに該当するかご確認ください。

※資本多数決法人 : 株式会社、特例有限会社、投資法人、特定目的会社等
 資本多数決法人でない法人 : 一般社団(財団)法人、公益社団(財団)法人、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、合名会社、合資会社、合同会社等